

二十歳になると、学生の方も国民年金に加入し保険料を納める必要があります。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため保険料を自分で納めることが困難ですので、本人の前年度所得が※一定額以下の場合、在学期間中の保険料納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

※所得のめやす 118万円+ (扶養親族の数×38万円) で計算した額以下

1 申請手続き (毎年度申請が必要です)

受付窓口は、役場住民係です。なお、申請手続きには次のものがが必要です。

1. 在学証明書または学生証 (写しでも可)
2. 印鑑

*平成28年度に学生納付特例の承認を受けられた方で、引き続き同じ学校に在学される方には、ハガキ形式の学生納付特例申請書が、日本年金機構から送られてきますので、必要事項を記入し返信することにより、今年度の申請手続きが完了します。

2 対象となる学生

学校教育法に規定する大学 (大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校 (修業年限1年以上である課程) に在学する学生等。

*この制度の申請にあたっては、以下の点にご留意ください。

- 1) この期間は老齢基礎年金を受けるために必要な期間 (受給資格期間) に算入されますが、受給する年金額には反映されません。

そこで、学生納付特例が承認された期間の保険料は、10年以内 (平成29年4月分は平成39年3月まで) であれば、古い期間から順に納付が可能です。(ただし、承認を受けた年度の翌年度から起算して3年目以降は当時の保険料に一定の金額が加算されます。)

- 2) 障害基礎年金、遺族基礎年金の受給資格期間に算入されます。(一定の受給要件があります。)



お問合せ先

小諸年金事務所 電話 0267-22-1082
住民係 電話 0267-88-8404

広報「たてしな」4月号に関するお詫びと訂正

広報「たてしな」4月号表紙に記載の「Index」の内容に誤りがありましたので、お詫びし訂正いたします。

表紙左下部「Index」2行目

誤 : 立科町結婚新生活支援事業補助金について …… P10



正 : 平成29年度 成人式実行委員募集 …… P10